

第五期帯広市障害福祉計画(原案)概要版

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と趣旨

帯広市では、障害者基本法に沿って、障害のある人への必要な配慮と支援ができる仕組みをつくり、「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指すことを基本理念とした第二期帯広市障害者計画に基づき障害福祉施策をすすめてきています。

国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成24年には利用者負担の見直しや相談支援の充実、平成25年4月からは、共生社会の実現を基本理念として掲げた障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲の拡大などにより制度の谷間のない支援の充実が図られました。また、平成25年10月の障害者虐待防止法施行、平成26年1月の障害者権利条約批准、平成28年4月の障害者差別解消法施行など障害のある人の権利擁護の動きもすすんでいます。

この第五期帯広市障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などが計画的に提供されるよう、数値目標やサービス量を見込み、確保するための方策を定めるものです。

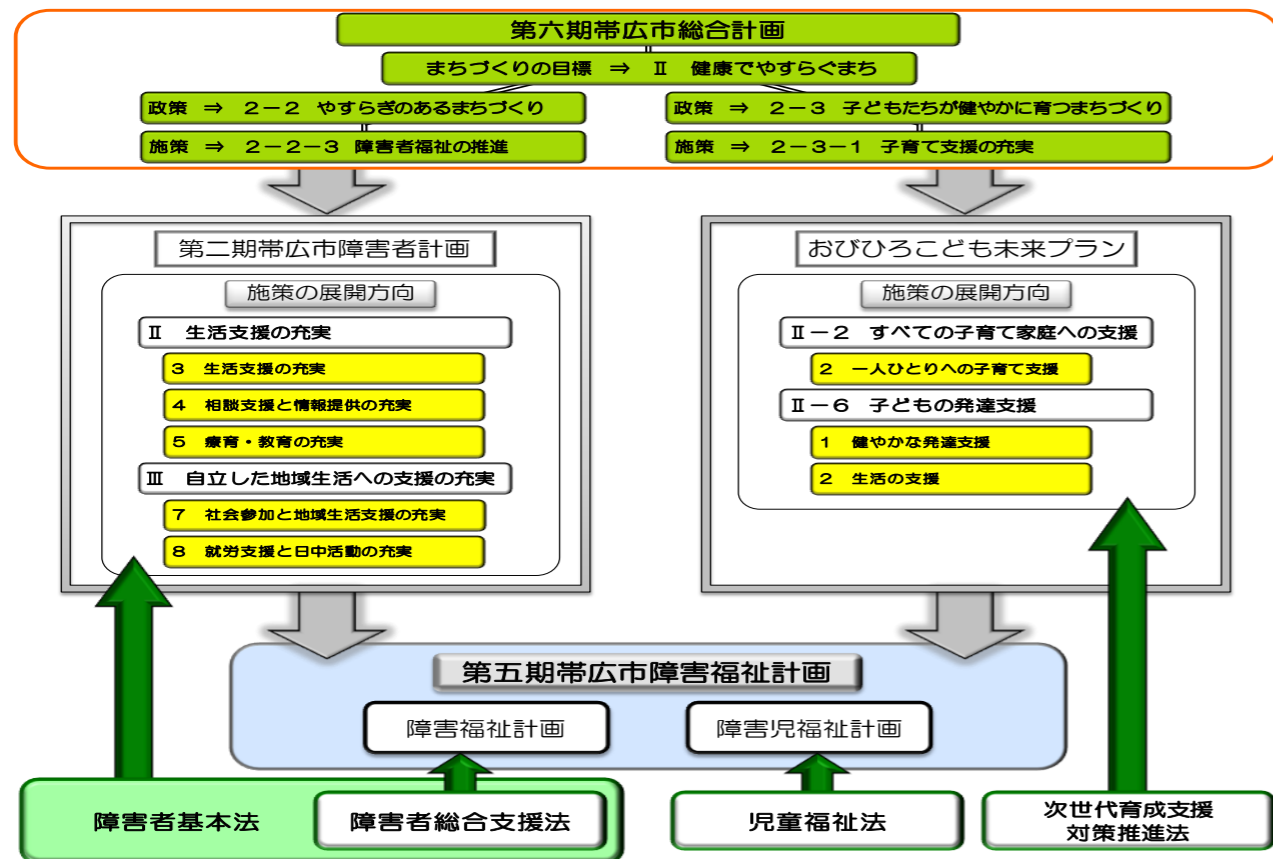
また、障害児支援に関しては、第二期帯広市障害者計画において「療育・教育の充実」をすすめるとともに、おびひろこども未来プランにおいても、安心して子どもを生み育てられる環境づくりとして「すべての子育て家庭への支援」、「子どもの発達支援」をすすめてきているところです。

平成28年6月に公布された障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により策定が義務付けられた障害児福祉計画については、従来の障害福祉計画に障害児支援が含まれていることから、本計画と一体的に策定し、サービス提供体制を確保するための方策を定めるものです。

1-2 計画の位置づけと性格

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画として、また第六期帯広市総合計画の分野計画である第二期帯広市障害者計画の施策の展開方向のうち、「生活支援の充実」や「社会参加と地域生活支援の充実」などの生活支援に関する事項と、おびひろこども未来プランの基本的な視点を踏まえた、障害児支援に関する事項を具体的に規定するものです。

また、国の基本指針を踏まえ、第四期帯広市障害福祉計画の実施状況、障害のある人の意向、関係機関の意見等を反映し、北海道の計画などと調和を保ちながら策定します。



1-3 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

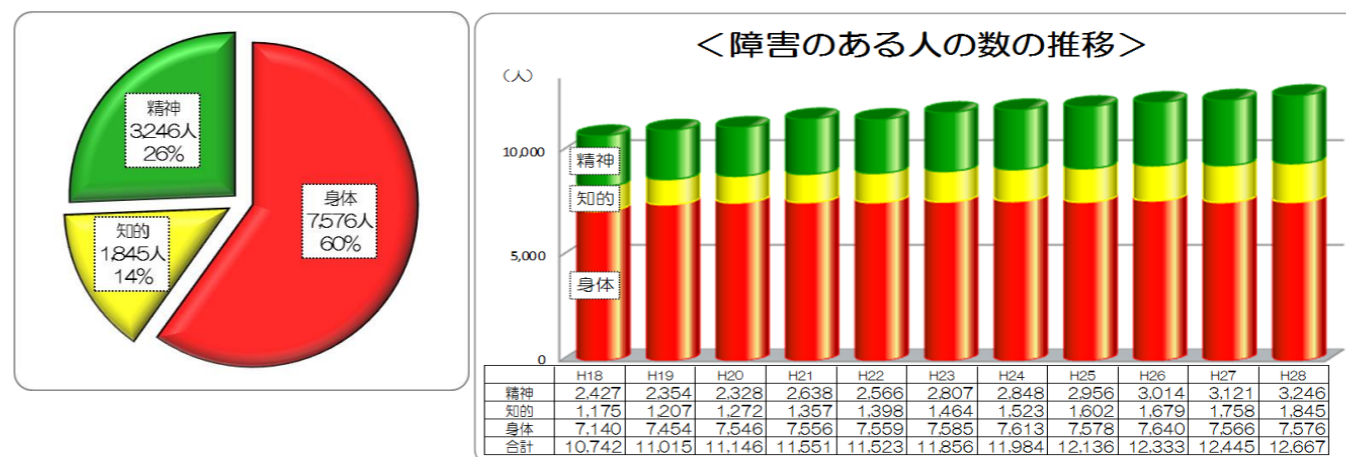
1-4 計画策定の視点

- ・ 第四期障害福祉計画の進捗状況の分析評価
- ・ 本計画における課題の整理
- ・ 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取り組みの推進
- ・ 平成32年度の数値目標とサービス見込み量等の設定

第2章 障害のある人の状況とサービス利用の現状

2-1 障害のある人の状況

本市が把握している平成28年度末の障害のある人の数は、身体障害、知的障害及び精神障害の3障害を合わせて12,667人です。知的障害のある人、精神障害のある人は年々増加していますが、身体障害のある人は横ばいの状況となっています。



1) 身体障害のある人の数 7,576人

区分	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語そしゃく機能障害	内部障害	合計
手帳所持者数	4,242	372	889	77	1,996	7,576
18歳未満	74	5	27	0	20	126
18歳以上	4,168	367	862	77	1,976	7,450

2) 知的障害のある人の数 1,845人

区分	A (重度)	B (中度・軽度)	合計
手帳所持者数	615	1,230	1,845
18歳未満	121	407	528
18歳以上	494	823	1,317

3) 精神障害のある人の数 3,246人(※)

区分	1級	2級	3級	合計
手帳所持者数	169	901	437	1,507
18歳未満	1	5	27	33
18歳以上	168	896	410	1,474

※ 本計画では、手帳所持者数と自立支援医療（精神通院医院医療）受給者数を合わせた人数を重複整理した人数を精神障害のある人の数としています。

2-2 障害福祉サービス等利用の現状

1) 障害福祉サービス等利用者数の推移 (単位：人/月)

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込
訪問系サービス	345	385	384
日中活動系サービス	1,226	1,312	1,366
居住系サービス	579	580	591
合計	2,150	2,277	2,341
計画相談支援	1,324	1,457	1,388
障害児通所支援	622	627	713
障害児相談支援	261	355	362

※ 各年度3月の実績数値。

※ 計画相談支援及び障害児相談支援は各年度3月時点の利用者数。

2) 障害福祉サービス等事業費の推移 (単位：百万円)

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込
訪問系サービス	325	354	354
日中活動系サービス	2,178	2,343	2,466
居住系サービス	851	875	956
合計	3,354	3,572	3,776
計画相談支援	70	81	87
障害児通所支援	281	335	421
障害児相談支援	18	24	28

第3章 これまでの計画の取り組みの検証及び評価

3-1 重点項目の検証と評価

1) 施設などから地域生活への移行の促進

①地域生活移行者の増加

第四期障害福祉計画では、平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数312人の12%にあたる37人を、グループホームなどの地域生活へ移行することを目標として設定しました。

この間、地域で生活するための居住の場であるグループホームなどのサービス提供事業所の増加や、移行に必要なサービスを利用するための相談支援体制の整備により、地域生活への移行をすすめる環境が整いつつあります。

しかし、重度の障害があり、グループホームでの生活が難しい場合や家族介護者の高齢化などにより、地域生活への移行が困難な人が一定数いるため、地域生活へ移行した人は、平成27年度からの2年間で9人となっており、目標を達成することは難しい状況にあります。

引き続き、移行を希望する人に寄り添った相談支援を展開しながら、関係機関との連携を強化し、地域生活への移行を促進していく必要があります。

②施設入所者数の削減

第四期障害福祉計画では、平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数312人の4%にあたる12人を削減し、施設入所者を300人とすることを目標として設定しました。

施設入所者数の削減については、地域生活への移行によらない退所者（死亡、入院など）が新規入所者を上回っているため、目標を達成する見込みです。

③入院中の精神障害者の地域生活への移行

第四期障害福祉計画では、在院期間1年以上の長期入院精神障害者の地域移行に向けて、平成24年6月末時点の長期在院者数364人の18%にあたる65人を減少させる目標を設定しましたが、北海道による市町村別統計が廃止されたため、実績値の把握が不能となっています。

なお、北海道の計画では平成24年6月末時点の長期在院者数11,834人の18%を削減する目標に対し、平成27年度の実績で8.1%となっており本市においても一定程度、地域移行がすすんでいるものと考えられます。

項目	第四期計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計	
施設入所者の地域移行への移行者数	目標	11人	13人	13人	37人
	実績	4人	5人		9人
年度末時点の施設入所者数の削減	目標	308人	304人	300人	
	実績	291人	285人		

※実績は平成28年度確定値まで。

項目	第四期計画	
	目標	実績
入院中の精神障害者の地域生活への移行	65人	—

2) 就労支援の強化

第四期障害福祉計画では、福祉施設の利用者のうち、平成29年度に就労移行支援事業などを通じて一般就労する人を、平成24年度の一般就労への移行実績23人の2倍の46人とする目標を設定しました。

一般就労への移行は、就労支援事業所とハローワーク帯広や十勝障がい者就業・生活支援センターだいちなどの関係機関の連携等によりすすめられていますが、移行者数の実績は平成27年度39人、平成28年度21人と鈍化しており、就労を希望する人と企業を結びつける取り組みを強化していく必要があります。

また、平成28年6月現在における障害者の法定雇用率を達成している十勝管内の企業の割合は51%であり、引き続き、企業などにおける障害や障害のある人への理解と就労後の職場定着支援を図っていく必要があります。

項目	第四期計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
福祉施設利用者から一般就労への移行者数	目標	34人	40人	46人
	実績	39人	21人	

※実績は平成28年度確定値まで。

3) 相談支援体制の充実

障害福祉関係機関及び事業所などが、地域の課題や相談支援体制について協議する地域自立支援協議会を定期的に開催するとともに、課題ごとに協議する専門部会を設置してきました。

また、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携強化や相談支援専門員の資質の向上を図ってきました。さらに障害者虐待防止センターや成年後見支援センターの設置に加え、平成28年の障害者差別解消法の施行を踏まえ、地域自立支援協議会に差別解消部会を新たに設置してきました。

障害のある人の高齢化・重度化に伴い、ニーズが多様化しており、家族介護者の高齢化などにより、地域での生活が困難となる事例も見られ、こうした課題を解決していくためには、障害福祉関係機関や事業所などと連携した取り組みが不可欠であることから、地域自立支援協議会や基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を充実させていくとともに、各事業所などに従事する相談支援専門員の知識や質の向上を図っていく必要があります。

3-2 障害福祉サービス等の必要見込み量の検証と評価

障害福祉サービスは制度改正によるサービスの追加、サービス提供事業所の増加、相談支援の拡充などにより、利用者数が平成18年度に比べ平成28年度末で約2.85倍となっており、一部に計画と実績との差が大きいサービスがあるものの、総体的には利用が伸びています。

1) 訪問系サービス

利用者数は増加していますが、生活介護など日中活動系サービスの充実により、サービスを併用して利用する人が増えているため、時間数は計画と開きが出ています。

2) 日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所が概ね見込みどおりに推移しています。生活介護及び就労継続支援（B型）は多くの需要がある中で、事業所数が増加し、必要なサービスの提供体制が整いつつあります。短期入所については、需要が増加しており、実績を伸ばしていますが、今後も障害のある人の地域における生活の充実を図るために、提供する事業所のさらなる確保と緊急時の受け入れが課題となっています。

また、医療的ケアを必要とする人が利用する療養介護については見込みどおりに推移しています。

3) 居住系サービス

地域で生活するための居住の場として、グループホームの利用が増加しています。サテライト型による単身住居への支援、長期入院精神障害者の地域生活への移行が推進されていることにより、今後とも増加が予測されます。

施設入所支援については、入所支援を必要とする新規利用者がいますが、地域生活への移行がすすめられており、死亡、入院など地域生活への移行によらない退所者もいることから人数がわずかに減少しています。

4) 相談支援（計画相談支援）

計画相談支援については、平成24年4月から大幅に対象者が拡大され、障害福祉サービスなどを利用するすべての人にサービス等利用計画を立て、利用者のニーズなどを踏まえたきめ細やかな相談支援を実施することとなりました。相談支援に対応できる事業所や相談支援専門員が増えたこともあり、大幅な伸びとなっています。

3-3 障害児に対する支援の検証と評価

1) 障害児通所支援

平成24年度児童福祉法改正により障害児支援の強化が図られ、障害の疑いの段階から18歳に至るまで利用できる提供サービス体制が整ったことから利用者が増加し、平成28年度の利用者数は平成24年度の約1.48倍となっています。

特に、放課後等デイサービスは利用者、利用日数ともに増加し、保育所等訪問支援は事業所が増えたことにより利用が増加しています。

2) 障害児相談支援

障害児相談支援は、平成27年度から実施体制が整ったことから事業がすすみ、障害児通所支援利用者数の増加と同様に、毎年度計画を上回る実績となっています。

3) その他の取り組みの検証と評価

- ①早期発見早期支援について
- ②子育て支援サービス等の利用について
- ③障害児支援の連携について

3-4 地域生活支援事業の実施状況の検証と評価

1) 必須事業

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、手話言語条例の制定、ノーマライゼーション推進地区の指定や「福祉のひろば」の運営、障害者週間記念事業や手話に関する出前講座の実施などにより啓発活動に取り組んできています。しかし、「ノーマライゼーションの考え方」の広まりについての実感が高くないこと、障害を理由とする差別や嫌な思いをした経験がある人もみられることから、ノーマライゼーションの理念の定着を図り、障害者理解が広がるよう取り組む必要があります。

障害のある人が地域で生活するために必要な相談支援体制の充実に加え、成年後見制度利用支援事業は見込みどおりに推移しています。

聴覚などに障害のある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣に加え、手話奉仕員養成研修事業により担い手の確保に努めてきています。

日常生活用具給付事業や移動支援事業の提供により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を整備してきており、コミュニケーション支援事業と移動支援事業は見込みを上回っています。

2) 任意事業

日中一時支援事業のニーズが高く、今後は障害のある児童の療育や障害のある人の日中活動の場を確保するために、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護などとの効果的な利用を図るための体制整備が必要です。

第4章 課題及び取り組みの基本方針

4-1 計画策定における課題

- 課題1 施設入所者の地域生活への移行と地域生活を維持していくために必要な支援体制の整備
- 課題2 障害者等の高齢化・重度化や親が亡くなった後を見据えた支援体制の整備
- 課題3 福祉施設から一般就労へ移行するための必要な支援の継続
- 課題4 医療的ケアを必要とする障害者、障害児に対する支援体制の整備
- 課題5 強度行動障害のある児童への支援体制の整備

4-2 基本方針

上記の課題を踏まえ、障害のある人が自ら居住する場を選択し、地域社会の一員として、障害のない市民とともに、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめることにより、「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指すことを基本とします。そのため、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーション理念の定着とユニバーサルデザインの推進に組みながら、障害のある人の自立を支援するために必要なサービスの提供体制を計画的に確保します。また、発達の心配や障害のある子どもの健やかな育ちや家族を支援するためのサービス提供体制等を計画的に確保します。以上を踏まえ、「地域生活への移行促進」、「相談支援体制の充実」、「就労支援の強化」、「発達支援体制の充実」の4項目を本計画の重点項目として位置付けます。

4-3 計画の重点項目

1) 入所施設などから地域生活への移行促進

地域で暮らすことを希望している施設入所者や社会的入院などを行っている障害のある人に、入所や入院中から地域生活への移行に向けた相談支援の提供を図りながら、安心して地域で生活ができるように計画的に地域移行・定着を促進していく体制を充実します。

- ①地域生活への移行促進
- ②地域生活定着支援の充実

<数値目標>

【地域生活移行者の増加】

平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数285人の3.8%にあたる11人を、グループホームなどの地域生活へ移行することを目標として設定します。

項目	平成28年度末施設入所者数	平成30年度	平成31年度	平成32年度	目標
施設入所者の地域生活移行者数	285人	3人	4人	4人	11人

※国の指針：平成28年度末施設入所者の9%以上が地域生活へ移行すること。
※北海道の計画：平成28年度末施設入所者の3.8%以上が地域生活へ移行すること。

【施設入所者の削減】

上記により地域生活への移行をすすめるとともに、グループホームなどでの対応が困難な人など、施設に入所して支援を受けることを真に必要としている人が一定数いることから、平成32年度末の施設入所者数については、平成28年度末時点の施設入所者数285人の2%にあたる6人を削減し、279人を目標として設定します。

項目	平成28年度末施設入所者数	平成30年度	平成31年度	平成32年度	累計
施設入所者数	285人	283人	281人	279人	—
削減数	—	△2人	△2人	△2人	△6人

※国の指針及び北海道の計画：平成28年度末施設入所者数から2%以上削減すること。

2) 相談支援体制の充実

障害のある人を主体とし、本人が希望する暮らしや、意欲や能力（適性）に応じた活動などができるよう、相談支援専門員を中心に地域の関係機関の連携や協働を図るなど、相談支援体制を充実します。

- ①本人も家族も安心して暮らせるための支援体制の充実
- ②支援の質の向上及び専門性をもった支援者の育成・確保
- ③帯広市地域自立支援協議会を中心とした地域連携の充実

<取り組み内容>

項目	取り組み内容
地域生活支援拠点の整備（面的な体制の整備）	・平成32年度までに居住支援機能と地域支援機能を面的に支援する体制を整備

3) 就労支援の強化

障害のある人が地域社会の一員として生き生きと暮らすため、個々の能力や特性、意欲に応じて働くことができるよう企業や地域住民の理解促進を図るとともに、関係機関と連携しながら障害のある人の就労支援の強化を図ります。

- ①一般就労の促進及び定着支援の充実
- ②就労支援事業の充実

<数値目標>

福祉施設の利用者のうち、平成32年度中に就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人の目標を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍の32人と設定します。

項目	平成28年度一般就労移行者	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉施設から一般就労への移行者数	21人	25人	29人	32人

※国の指針及び北海道の計画：平成32年度中に一般就労に移行する人数を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること。

4) 発達支援体制の充実

①子どもの発達に関する支援体制の充実

子どもや保護者に対して、乳幼児健診などの母子保健サービスや子育て支援等の提供を通じて、早期に相談できるように包括的な支援体制を整備し、障害の心配がある段階から子どもの状況に応じた発達の支援を利用できるように取り組みます。

発達や障害について、保護者が知識や理解を深めることができる家族向け講座や相談会の実施、親同士のつながりを図る取り組みをすすめます。

②切れ目のない支援のための関係機関連携

重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対して、こども発達相談室がコーディネーターの役割を担い、家族と医療機関や相談支援事業所、学校等関係機関との連携をすすめます。

また、強度行動障害のある子どもの支援に対して、医療や保健、福祉、教育等の関係機関との連携をすすめます。障害のある子どもや保護者が安心して暮らせる環境づくりをすすめるために、障害児相談支援事業所を中心に、関係機関

の連携をすすめるほか、こども地域生活支援会議等で学習や情報交換を行い、支援者の人材育成に取り組みます。

また、幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、幼児期から生活支援ファイル「つなぐっと」の普及に取り組みます。

<取り組み内容>

項目	取り組み内容
障害児支援の提供体制の整備等	・居宅訪問型児童発達支援事業所を平成32年度までに1箇所確保 ・重症心身障害児（医療的ケア児含む）支援及び強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置

第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

5-1 障害福祉サービス等の必要見込み量

障害のある人のニーズに応じた障害福祉サービスが計画的に提供できるよう、第四期障害福祉計画までの実績と本計画の数値目標を踏まえながら、アンケート調査結果などによる利用者の意向を勘案し、計画期間に必要なサービスの1ヶ月あたりの見込み量を設定します。

1) 訪問系サービス（抜粋）

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容	
居宅介護	時間	5,133	5,390	5,664	自宅で入浴や排泄、食事等の介護を行います。
	人	319 (13)	335 (13)	352 (13)	
重度訪問介護	時間	2,534	2,644	2,754	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	人	23	24	25	

※（ ）は見込み量の内、障害児の数

2) 日中活動系サービス（抜粋）

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容		
生活介護	日	10,466	10,887	11,328	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動などの機会の提供などを行います。	
	人	522	543	565		
就労移行支援	日	1,363	1,382	1,492	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。	
	人	74	75	81		
就労継続支援	A型	日	2,769	2,845	2,939	一般企業などで雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づき一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
		人	147	151	156	
	B型	日	9,959	11,062	12,282	一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識や能力の向上のための訓練を行います。
		人	596	662	735	

第7章 地域生活支援事業の見込み量と実施のための方策

7-1 地域生活支援事業の必要見込み量

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態により地域生活支援事業を実施します。

1) 必須事業（抜粋）

- ・手話奉仕員養成研修事業・要約筆記奉仕員養成研修事業・日中生活用具給付等事業

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	60	60	60
要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20

- ・意思疎通支援事業

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
専任手話通訳者の配置	人/年	2	2	2
登録手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣	人/年	720	792	888

- ・移動支援事業

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	時間/月	446	466	488
	人/月	66 (20)	68 (20)	71 (20)

※（ ）は見込み量の内、障害児の数

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	18	18	18
	②自立生活支援用具	48	49	50
	③在宅療養等支援用具	57	58	58
	④情報・意思疎通支援用具	43	47	51
	⑤排泄管理支援用具	759	759	759
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3	3	3
	合計	928	934	939

2) 任意事業及びその他の地域生活支援事業（抜粋）

- ・日中一時支援事業

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援	日/月	5,548	5,556	5,564
	人/月	421 (328)	433 (328)	445 (328)

※（ ）は見込み量の内、障害児の数

7-2 地域生活支援事業の実施の方策

障害のある人が地域で生活するために必要となるサービスの提供及び支援にあたり、障害のある人やその家族などのニーズ、地域自立支援協議会などでの協議を踏まえ、障害福祉サービスや障害児通所支援と組み合わせながら計画的かつ効果的に実施することができるよう、引き続き地域の実情に応じた柔軟な形態で事業を実施します。

第8章 計画の推進体制

「北海道障がい福祉計画」の目指す方向との調和・整合を保ちつつ、障害者施策をはじめ、児童福祉施策や高齢者福祉施策など他の福祉施策と連携を図りながら、発達支援や権利擁護などをすすめ、制度の谷間なくライフサイクルを通じた一貫した支援ができる体制づくりに取り組みます。

帯広市地域自立支援協議会や関係機関、障害者団体と意見交換や情報交換等を行い、帯広市健康生活支援審議会の障害者支援部会・児童育成部会合同部会においての基本方針及び重点項目に基づく地域生活支援体制やサービス基盤などが整備されるよう進捗状況の評価を行いながら、本計画の推進を図ります。

資料

1. 第五期帯広市障害福祉計画策定経過
2. 帯広市健康生活支援審議会
3. 帯広市地域自立支援協議会
4. アンケート調査結果などのまとめ

3) 居住系サービス（抜粋）

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容	
共同生活援助	人	314	320	326	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴や排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。
施設入所支援	人	283	281	279	主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

4) 相談支援（抜粋）

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容	
計画相談支援	人	1,474	1,559	1,642	障害福祉サービス等の利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業所などとの連絡調整を図り、計画を作成します。

※ 計画相談支援は利用者数で設定

5-2 障害福祉サービス等の確保のための方策

1) サービス提供基盤の整備

地域自立支援協議会を活用しながら、地域で生活する障害のある人の状況の把握に努めるとともに、情報交換を行いながら地域に必要とされるサービス提供の基盤の整備を図り、支援にかかわる人材の確保、サービスの質の向上について、北海道及び関係機関と連携して取り組みます。

2) サービス事業所への情報提供

障害のある人のニーズにあったサービスを確保していくことができるよう、障害福祉サービス事業所に対し、本計画の推進状況やサービス申請及び支給決定状況などの情報を提供し、各事業所との情報の共有化を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。

第6章 障害児通所支援の見込み量と確保のための方策

6-1 障害児通所支援の必要見込み量

1) 障害児通所支援（抜粋）

発達に心配のある児童や障害のある児童が個別の課題に応じた支援が利用できるように、サービスの1ヶ月あたりの見込み量を設定します。

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容	
児童発達支援	日	2,364	2,414	2,464	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき提供します。
	人	358	364	370	
放課後等 デイサービス	日	2,228	2,451	2,673	学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。
	人	381	410	439	

2) 障害児相談支援

障害児相談専門員を確保し、希望者が利用できる体制づくりをすすめます。

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	内 容	
障害児相談支援	人	398	434	470	障害児の心身の状況や環境等に応じて障害児支援利用計画を作成し、サービス事業所などとの連絡調整を図ります。

6-2 障害児通所支援の確保のための方策

1) サービス提供体制の整備

障害のある子どもに関わる機関で構成することも地域生活支援会議等での意見交換や情報交換を踏まえ、障害のある子どもの状況を把握することにより、子どもや家族に必要なサービス提供体制を整備します。

子どもに応じた効果的な支援を提供するために、サービスの提供に係る人材の育成について、北海道及び関係機関と連携して取り組みます。

2) サービス事業所への情報提供

子どもの障害の状況に適したサービスを確保していくことができるよう、障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所と、情報の共有化を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。